

輪島市監査公表第48号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年1月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年1月11日（水）門前総合支所地域振興課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○門前地域全域を俯瞰し、現状の活性策のみならず将来の展望を探る役割を担うべき趣旨で設置した主幹課と考える。集客・地域経済の活性化を目指したイベントの取組を行っているが、イベント自体の見直しやより一層の創意工夫が必要な時期と思われる。今後も門前地域の活性化のため、地元商店街・経済団体・ボランティアの方々との積極的な関わりを持ちながら取り組まれることを期待したい。

○「おさよトンネル」の開通で皆月地区へのアクセスが格段に向上したもの、当該地区の代表的な景観地域である皆月キャンプ場周辺の荒廃した施設現状を見るに、今後の整備・保全の在り方について抜本的検討が必要と思われる。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。